

令和7年度 部活動に係る基本方針

十日町市立下条中学校

1 目標

- ・学校教育が目指す資質、能力の育成を図る。
- ・技術面や競技力の向上だけでなく、個性の伸長、及び生涯教育の一環として楽しみながら活動する態度の育成を図る。
- ・余暇の有効活用を図り、心身を鍛え、充実した生活を築こうとする自主的な態度を育てる。

2 本年度の部活動

(1) 本年度設置する部活動について

陸上競技（男女） 野球（男女） バレーボール（女子） 吹奏楽（男女）
クロスカントリースキー（男女） 特設駅伝（男女）

(2) 活動時間及び日数について

① 活動時間

学期中・・・平日は2時間程度、週休日等は3時間程度とする。（練習試合や大会等を除く）
長期休業中・・・平日3時間程度とする。（練習試合や大会等を除く）

② 休養日（各部の年間活動計画による）

平日・・・週当たり1日以上、年間50日以上とする。

週休日等・・・週当たり1日以上、年間50日以上とする。

ただし、大会日程等から週休日に休養日を設定できないケースもある。年間合計、100日以上の休養日を確保する。

③ その他

- ・定期テスト5日前（土日含む）は部活動を行わない。大会等がある場合は校長の許可を得る。
- ・年末年始等の学校閉庁日には部活動を行わない。大会等がある場合は校長の許可を得る。

(3) 大会参加について

- ・中学校体育連盟、吹奏楽連盟の主催、共催、後援の大会とする。
- ・その他の大会については、校長が許可した場合のみ参加を認める。（ただし、生徒の健康面・学習面には十分配慮する）

3 部活動運営について

(1) 体罰等の禁止について

- ・顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。

(2) 保護者の理解と協力について

- ・顧問等は、各部の基本方針や活動計画・活動状況等について保護者への説明や意見交換の機会を設定し、保護者の理解を得るように努める。

(3) 部活動指導員について

- ・市から部活動指導員が配置された場合は、計画的な指導及び大会引率等を行う。

4 部活動の地域展開について

市から示された方針に従う。